収・受
-6.6.14
教育委員会
教育長室

2024年6月14日

大阪市教育委員会
教育長　多田 勝哉　様

Democracy for Teachers and Children
～「君が代」調教やめて～（略称　D-TaC）
共同世話人 [redacted]

卒業式と「君が代」指導にかかわる質問

私たちは、現在の卒業式と「君が代」指導のあり方が、子どもの権利条約に反するものと考え、これまでも改善を求めて教育委員会や学校に要請を行ってきました。この度は、以下について質問いたします。

1. 卒業式について

(1) 学習指導要領の特別活動の中の儀式的行事について

学習指導要領の特別活動の中の儀式的行事では「厳粛」であることが規定されていますが、この規定の理由は何ですか。大日本帝国憲法下の学校儀式は、天皇のため、国のために尽くす皇国臣民の育成を目的としたものでした。そのために厳粛さが重視されていましたが、その反省の下に制定された日本国憲法の下では、卒業式に厳粛さを求めるべきではないと考えます。教育委員会の見解を求めます。

(2) 卒業証書授与式という呼び方について

卒業式を卒業証書授与式と称している学校がありますが、それは許されるという見解ですか。その理由についても明らかにしてください。また、卒業式を卒業証書授与式と呼んでいる学校は、何を根拠としているのでしょうか。教育委員会の見解を示してください。

2.「君が代」指導について

(1)「君が代」指導にかかわって、大阪市教委は、学習指導要領にない「君が代」の歴史は教えるべきではないという見解ですか。
(参考資料:2024.3.1 週刊金曜日記事の本庄一帆総括指導主事のコメント 2022.8.30 文科省交渉時の文科省竹野健太初等中等教育局教育課程課企画調査係長の回答)

(2)子どもの権利条約12条、13条、14条からすると、「君が代」の歴史や歌詞の意味の変遷について、正しく情報提供しない場合は子どもの権利条約違反になるのではないですか。また、「君が代」を起立・斉唱したくないと申し出た児童・生徒に対して、卒業式の成功や周囲の人の迷惑等を理由として、起立・斉唱を迫る行為は子どもの権利条約違反だと思いますが、見解を求めます。

以上

D-TaC 大阪市教委への質問(2024.6) 参考資料

【参考資料】2024.3.1 週刊金曜日記事の本庄一帆・総括指導主事のコメント
筆者は市教委に「学習指導要領は『大綱的基準』で、『君が代』の歴史の説明はないから教員の裁量で歴史を教えてもいいのでは」と質問。対応した本庄一帆・総括指導主事は、「学習指導要領にないことを教える必要はありません」と答えた。
「それでは松田さんの言うように『調教』では？」と重ねて聞くと、「あくまで学習指導要領に即してとしか言えません」とのことだった。

【参考資料】2022.8.30 文科省竹野健太初等中等教育局教育課程課企画調査係長の回答
【質問】別紙

【回答】竹野健太 初等中等教育局 教育課程課 企画調査係長
2番の方、説明させていただきます。まずご指摘いただいている指導資料の観点ですが、文科省として作成している「日の丸・君が代」の由来とか意味等についての指導資料というものについては承知しておりません。これは学習指導要領では、社会科や音楽とかにおいて、国旗国歌についての指導を行うとともに、入学式や卒業式などにおいて、その意義を踏まえて、国旗を掲揚し国歌を斉唱するということを指導することと、記載しておりまして、これに基づいて、各学校において適切にご指導いただいているというところが現状でございます。一方、学習指導要領とは、皆様もご承知かもしれませんが、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的 な教育の機会均等を保障するために、法規としての性格を有するものとして、教育の内容などについて必要かつ合理的な事項を大綱的に示したものと位置づけられておりまして、従って各学校における指導の具体化等につきましては、学校や教員の裁量に基づいて多様な創意工夫をいただくことがこれまでの前提となっておりまして、本件についても、まずは学習指導要領に基づきまして、各学校において適切にご指導いただきたいというふうに思っているところでございます。続きまして、(2)、学習指導要領に明記すべきではないかという点でございますけど、こちら重なり恐縮ではございますが、あくまで学習指導要領というものは全国的な一定の教育水準確保、実質的な教育の機会均等保障、という観点から、教育の内容について、必要かつ合理的な事項を大綱的に示したもの、というふうに位置づけられておりますので、この件以外も含めて、一般的にご指摘のような事柄までをも、学習指導要領に細かく明記するというところは、その学習指導要領の本来の趣旨に馴染まないというところがございますので、やはり各学校等におきまして、多様に創意 工夫していただきつつ、適切にご指導いただくことがまずは必要だというふうに考えております。最後、(3)、いただいた付属資料拝見させていただきました。細かくありがとうございます。私も大変勉強させていただきました。ただ文科省のスタンスとしまして、まず学習指導要領の解説というものがございますが、例えば、小学校の社会編では、「わが国の国旗と国歌は、それぞれの歴史を背景に、永年の慣行により、日章旗が国旗であり、君が代が国歌であることが、広く国民の認識として定着していることを踏まえて、法律によって定められていること」ということを理解してもらうためという記載があったり、とか、或いは小学校の音楽編では、「国歌の指導にあたっては、国歌『君が代』は、日本国憲法の下において日本国民の総意に基づく天皇、日本国及び日本国民統合の象徴とするわが国の末永

い繁栄と平和を祈念した歌であることを理解させる必要がある」といった記載がございます。なので、この『解説』というものは、法的拘束力はないんですけど、こういったものも大いに参考にしていただいて、まずは学校や教員の方々の裁量に基づいて多様な創意工夫をしていただきながら指導していただきたいというふうに考えているところでございます。2. については、ひとまず回答は以上でございます。

【会場からの質問】

〇一つ目は、指導資料は作っていない、そして国旗国歌の意義について説明するようにせい、ということだったのですが、この件について、要請書の方にも書いているのですけど、1999 年 8 月の内閣総理大臣の談話では、「国旗国歌法の制定を契機として、日章旗の歴史や君が代の歌詞などについて、より理解を深めていただきたい」と言っているんですが、でも、今のお話しでは、結局、日の丸や君が代は各学校でということで、それは教えなくても良いと答えられた、ということで良いですか。要するに、大阪市で交渉するとそう言うわけです。別にそれは教えなくても良いと。それ1点です。

2点目は、音楽等で、「君が代」の現在の意味について、現在の意味は「わが国の繁栄と平和を祈念した歌である」ということを、説明するように、ということだったのですが、これは日本語としてそういう説明は出来ないので、戦前「天皇陛下のお治めになる御代」これが「君が代」だったと。しかし、憲法変わって、天皇の地位が変わったから、日本語としてはすぐには理解できなくても、こういうふうに理解するのだという政府解釈を言う以外に説明できない、戦前「天皇陛下のお治めになる御代」、「君が代」は元々そうだったと、教えることが不可欠、一体だと思うんです。そこについての見解をお願いします。以上です。

【会場からの質問に対する回答】

【回答】竹野健太 初等中等教育局 教育課程課 企画調査係長

続きまして、それでは様々いただいたご質問について可能な限りお答えしていきたいと思います。

まず、「日の丸・君が代」特に「君が代」について、指導資料のところ教えなくていいのか、というところですけど、決して学習指導要領に記載していることまでも教えなくても良いとは我々も考えておりませんが、ただその上で、確かに仰るとおり、意味とか歴史とかというものを、付加価値的に教えていくことは非常に重要だと思います。

ただ、そこまでも学習指導要領には書いてなくて、ただ、一方で、じゃ学校現場で教えなくてもいいのか、というわけではなくて、そこは正に教員の方々の裁量であったり、特に国旗国歌の意義について指導が重要だというふうにお考えいただいている先生方もたくさんいらっしゃると思います。

そういった方々が教育課程の中で、当然に学習指導要領に書いてあることを押さえつつ、多角的にそういったことを教えると言うことは、全然ありなんだというふうにと思っております。

また、「君が代」の解釈についても、様々歴史とか学説とかあると思うんですけど、例えば、学習指導要領にはないものの、教科書とかそういったものには、実は「君が代」についての歴史であったりとか、「日の丸」についても同様に歴史とか昔どういうふうな経緯でこうなったかということが書いてあるものもございますので、そういったものを踏まえながら、実態把握はしないですけど、学校の先生によっては、現場で教えているというのはあるんだろうなと思いますので、そういった教員の方々の裁量等に基づきながら適切にご指導いただくことが重要なんだろうな、と考えております。

【別紙】　D-TaC 大阪市教委への質問(2024.6.14)の参考資料(文科省回答)の質問

2.「君が代」の歌詞の意味さえ知らないまま児童・生徒に謳わせるのは「教育」ではなく「調教」だ

大阪の多くの学校では、児童・生徒に対する「君が代」指導において、概略「国歌は大切、日本の国歌は『君が代』、国歌『君が代』をしっかり歌おう」しか伝えず、児童・生徒の多くが「君が代」の歌詞の意味さえ知らない状況がある。意味も教えずにただ歌えというのは「教育」ではなく「調教」である。大阪市教育員会は、一切の指導資料を作成せず、教職員への研修も一切行っていない。 国旗国歌法制定時の内閣総理大臣談話には『今回の法制化は、国旗と国歌に関し、国民の皆様方に新たに義務を課すものではありませんが、本法律の成立を契機として、国民の皆様方が、「日章旗」の歴史や「君が代」の由来、歌詞などについて、より理解を深めていただくことを願っております」とあったにも関わらず、大阪市教育委員会は学習指導要領には国旗・国歌一般でなく「日の丸」「君が代」の由来・歴史・意味等の記述がなく、それらを教えるべきとする記述もないことを根拠に、現在の状況を問題だと認めていない。そこで、以下、質問する。

1. 文部科学省として、「日の丸」「君が代」の由来・歴史・意味等、児童・生徒の指導に活かすことのできる指導資料は制作しているか。それとも、それは各学校で具体化せよとの立場か。
2.『学習指導要領』に、「日の丸」「君が代」の由来・歴史・意味等、全ての児童・生徒が発達段階に応じて学ぶよう、明記すべきではないか。
3. 学校の卒業式等に位置付けられ、児童・生徒が起立・斉唱を求められる「君が代」指導にかかわって、最低限求められるのは、以下の項目の情報提供(説明)と考えるが、見解はどうか。

【必要な情報提供の項目】(具体的内容は、付属資料)
(1)「君が代」の歴史 ①和歌だった「君が代」 ②明治以降の国歌とされてきた「君が代」 ③1999 年に国旗国歌法ができたときの政府の「君が代」の意味についての説明
(2)卒業式・入学式に国歌「君が代」斉唱が位置づけられている理由
(3)国旗・国歌、「日の丸」・「君が代」についてどう考えるか、そして学習したことを受けて最終的には起立・ 斉唱するかどうかは、ひとりひとりの問題

(付属資料) ＜国歌「君が代」斉唱にかかわって学校が説明すべき事項と内容＞

①学習指導要領解説・小学校社会第 6 学年記載の「国旗と国歌の意義について」の③『我が国の国旗と国歌はそれぞれの歴史 を背景に、長年の慣行により、「日章旗」が国旗であり、「君が代」が国歌であることが広く国民の認識として定着していることを踏まえて』と 1999 年８月９日「内閣総理大臣の談話」の『本法律の成立を契機として、国民の皆様方が、「日章旗」の歴史や「君が代」の由来、歌詞などについて、より理解を深めていただくことを願っております。』にかかわる歴史的事実の説明について
(ア)歌詞のもとになったのは、目上の人の長寿を願う和歌
「君が代」の歌詞のもとになった和歌が文字になった最初のものと知られる古今和歌集では、出だしの「君が代は」が「わが君は」になっていたことから、元歌の和歌は、(「君」は天皇を指したかどうかわからないが)意味としては、目上の人の長寿を願うものだったことがほぼ確実とされている。

(イ)江戸時代までの変遷・扱われ方

歌い継がれているうちに、「君が代は 千代に八千代に さざれ石の いわおとなりて こけのむすまで」となったが、 江戸時代までは、意味付けや節回し等は様々な形で、主に、めでたい席等で歌われていた。

(ウ)曲をつけ、新しい意味づけを行った明治政府

明治になって、薩摩藩の砲兵隊長大山巌が「君」を天皇に限定し、「天皇陛下を祝する歌」として「君が代」を海軍の儀礼曲とすることを提案。イギリス人の軍楽隊長フェントンが曲をつけ、1870 年に初めて演奏された。しかし、歌詞と曲の調子が あっていないと不評であったため、1880 年、宮内省雅楽課林広守の責任で作曲し直し(実際の作曲者は、奥好義と林広季のようである)、ドイツ人音楽教師エッケルトが編曲してできあがった。

(エ)「教育勅語奉読」を中心とする学校儀式の中に、「天皇陛下の御代万歳」の意味だとして斉唱が位置づけられた「君が代」

1900(明治 33)年 8 月 21 日の「小学校令施行規則」(文部省令第十四号)第 28 条

第二十八条　紀元節、天長節及一月一日ニ於テハ職員及児童、学校ニ参集シテ左ノ儀式ヲ行フヘシ

一 職員及児童「君カ代」ヲ合唱ス

二 職員及児童ハ天皇陛下皇后陛下ノ御影ニ対シ奉リ最敬礼ヲ行フ

三 学校長ハ教育ニ関スル勅語ヲ奉読ス

四 学校長ハ教育ニ関スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス

五 職員及児童ハ其ノ祝日ニ相当スル唱歌ヲ合唱ス

〔以下 略〕

(オ)大日本帝国憲法下の「君が代」の意味

教育勅語の内容を子どもたちに徹底するための筆頭教科である修身教科書には「この歌は、『天皇陛下のお治めになる 御代は、千年も萬年もつづいて、おさかえになりますやうに。』といふ意味で、國民が、心からおいはひ申しあげる歌であります。『君が代』の歌は、昔から、私たちの先祖が、皇室のみさかえをおいのりして、歌ひつづけて来たもので、世々の國民のまごころのとけこんだ歌であります。」と記載されていた。

②国旗国歌法の制定とその時に政府が示した日本国憲法下での「君が代」の意味

1999 年 8 月、国旗国歌法が制定され、「日の丸」が国旗、「君が代」が国歌とされた。その際、政府は、大日本帝国憲法下での「天皇治世の永遠を願う歌」との意味づけでは、日本国憲法の原則である「国民主権」と矛盾するため、現在の憲法に矛盾しないように歌詞の解釈を変更し、現在の日本国憲法下での「君が代」の解釈を次のように示した。

「日本国憲法下にあっては、国歌君が代の『君』は、日本国及び日本国民統合の象徴であり、その地位が主権の存する日本 国民の総意に基づく天皇のことを指しており、『君が代』とは、日本国民の総意に基づき、天皇を日本国及び日本国民統合の象 徴とする我が国のことであり、『君が代』の歌詞も、そうした我が国の末永い繁栄と平和を祈念したものと解することが適当」。

③国歌斉唱を卒業式・入学式に位置付けている理由

④国歌斉唱と子どもの権利条約